HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカにおける比較法の研究および教育の現状について
Author(s)	五十嵐, 清
Citation	北大法学論集, 19(4), 62-87
Issue Date	1969-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16116
Type	bulletin (article)
File Information	19(4)_p62-87.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

アメリカにおける比較法の研究
および教育の現状について

五十嵐　清

I

私は昭和四三年五月一三日より一ヵ月半にわたり国務省の招待によりアメリカ各地を視察してきた。旅行の目的を一応アメリカにおける比較法の研究・教育の現状の視察におき、比較法の領域で特色があると思われる一一のロー・スクールと国会図書館を訪問し、その施設を見学し、多くの比較法学者と会うことができた。しかし、旅行時期が丁度学年末になったので、比較法教育の実際についてはほとんど見る機会がなかった。以下は、その報告である。

アメリカにおける比較法の研究、教育の状況については、内外ともに多くのすぐれた文献があるが、(1) それらはやや古くなっているので、本稿にも若干の存在意義はあろう。ただし、本稿に多くの限界があることも否定できない。何よりも、わずか一ヵ月半の視察で外国について語ることの無暴さが指摘されよう。この点は本稿の本質的な限界である。つぎに、対象となったロー・スクールの数が限られ、しかもそれが一流ロー・スクールに限られていることである。(2) ここから、アメリカにおける比較法を全体として語ることは不可能であろう。これらの限界にもかかわらず、あえて本稿を公表しようとするのは、貴重な時間を費して外国出張をした者には何等かの報告義務があるということと、この視察旅行の結果、私自身アメリカにおける比較法についてのイメージに若干の変更があった、ということによる。

本稿の叙述は、訪問の順序にしたがって、各ロー・スクールにおける比較法関係の研究・教育の現状について、私自身の見聞したところとロー・スクールで発行しているパンフレット(3)を基としてやや旅行記風に行われる。対象校が限られているため、数量的処理は行われない。だが、最後に本稿なりの総括をつけることにする。

今回の視察旅行にあたり、多くの方々の御世話になった。貴重な時間を割いて私との面会に応じてくれた諸教授、忙しい中を種々お世話下さったほか、有益な情報を与えてくれた日本人留学生の方々には、感謝のことばもしらないほどである。一々名前をあげるべきであるが、ここでは、わざわざ諸教授に対し紹介の労をとられた伊藤正己教授のお名前のみをあげることでお許しいただきたい。

注(1) Rheinstein, Teaching Comparative Law. 5 U. of Chi. L. R. 615 (1938). do., Teaching Tools in Comparative Law-A Book Survey. / Amer. J. of Comp. L. 95 (1952). Stone, F. F., On the Teaching of Law Comparatively. 22. Tul. L. R. 158 (1947). Stevenson, Comparative and Foreign Law in American Law Schools. 50 Col. L. R. 613 (1950). Sereni, On Teaching comparative Law. 64 Harv. L. R. 770 (1951). Hazard, Comparative Law in Legal Education. 18 U. of Chi. L. R. 264 (1951). Ehrenzweig, The Teaching of jurisprudence in the United States. 4 Journal of legal Education 117 (1951). Re, Comparative Law Courses in the Law School Curricalum. / Amer. J. of Comp. L. 233 (1952). Schlesinger, Teaching Comparative Law: The Reaction of the Customer. 3 Amer. J. of Comp. L. 492 (1954). Yntema. Comparative Legal Research. 54 Mich. L. R. 899 (1955/56)

水田「アメリカ比較法教育現況」比較法研究二号（一九五一）同・欧米諸国の比較法研究所五九頁以下（一九六二）、早川「アメリカの大学における比較法教育の沿革」季刊法律学一四号（一九五三）、同「アメリカの大学における比較法教育の概観」神戸経済大学創立五十周年記念論文集法学編Ⅱ（一九五三）、田中英夫「アメリカの法学教育」法協七九巻四号（一九六二）とくに四七四～五頁。このうち早川後者では前記アメリカでの諸論文がほぼ参照されている。

(2) Stevenson と Re の調査を綜合すると、一九五〇年頃のアメリカ・ロー・スクールのうち比較法関係のコースのあるものが三六に上るという。Re. op. cit. p. 241. また、The American Association for the Comparative Study of Law のスポンサーとなっているロー・スクールは二三ある。したがって、本稿の対象校はその一部にすぎない。他方、一流校の

うち、とくに基礎法学を重視するイエール大学ロー・スクールを省略したことが悔やまれる。（もっとも、本稿脱稿後、深瀬教授の御好意により参照しえた Bulletin によれば、比較法に関するかぎり、それほどの特色はないようである。）

(3) Bulletin, Announcements 等と称するもので、日本の学生便覧にあたる。精粗さまざまであるが、各コースの目的・内容・教材についてかなり詳しいものが多い。日本でも見ならうべきであろう。なお、このパンフレットを利用して法学教育の概観を得ようとしたものとしては、Stevenson, op. cit. 田中・前掲がある。ただし、このパンフレットは当該年度（一九六七―六八または一九六八―六九の講義の予定を示すだけであり、実際行われたか、または行われるか、必ずしもたしかめていない。なお一九五〇年当時の各ロー・スクールのカリキュラムは、Stevenson, op. cit. pp. 623―628 にある。今日と比較すると興味深い。

II

以下、各ロー・スクールを廻る前に、若干の共通の問題についてふれておく。まず、本稿はアメリカにおける「比較法」の研究・教育を問題としているが、アメリカでも「比較法 Comparative Law」ということばは多義的である。特徴的なのは、広く、国際的・渉外的な法律関係を対象とする法学（International Legal Studies）を比較法と称する傾向があることである。しかし、本稿は、わが国で通常使われているような意味で、[1] このことばを用いることとし、国際法、渉外法、国際私法を除くことにする。しかし、そのような「比較法」の中には「Comparative Law」という名称のもの（ただし実際はシビル・ローのことが多い）のほか、「シビル・ロー・システム」とか「ソビエト法制度」のような外国法を中心としたコースを含むことはいうまでもなく、その他「比較〇〇法」というコースも含むことにする。なお、「国際取引法」は比較法ではないが、その応用問題でもあるので、一応考慮する。

つぎに、各ロー・スクールにおける比較法教育の実際を示すためには、授業時間や単位数を示すことが必要であるが、各ロー・スクールにより、学期の期間・数が一定しないため、省略した。比較法関係のコースは、大体、週二時間半年というのが多い。わが国の二単位に相当するが、実際は、それよりはるかに充実している。

(1) 五十嵐・比較法入門一頁以下参照。なお比較法は独立の科学であるか、たんなる方法であるか、という点について、アメリカでは Gutteridge の影響が強いようであるが（Stevenson, op. cit. p. 613; Re, op. cit. pp. 235-6.）、実際はもっと広

い意味で使われることが多い。また「比較法」と「外国法」を区別すべきであるという主張も見られるが、このことは逆に両者が一般に混同していることを示すものである。

一　ワシントン大学（シアトル）

㈠　まず五月一四・一五両日シアトルの州立ワシントン大学ロー・スクールを訪問する。このロー・スクールの比較法の特色は日本法の研究および教育にあるといってよく、しかも、その中心にあるのは、Dan F. Henderson 教授を Director とする「アジア法プログラム Asian Law Program」である。Henderson 教授は軍政官およびロイヤーとして日本に長期間滞在し、Conciliation and Japanese Law—Tokugawa and Modern. 1965（書評、石井良助・法協八三巻九・一〇号）の著者として知られるように、アメリカのロー・スクールの教授のうち、日本語の読み書きのできる点でまれな存在の一人である。

このプログラムははじまってからまだ五年あまりにしかならないが、すでに研究・教育の上でかなりの成果をあげている。まず一九六七—六八年度のカリキュラムを見ると、通常のコースとして（二・三年生向・選択課目として）(1) Introduction to Japanese Law（Henderson）と(2) Introduction to Chinese Law(Bilancia)がおかれている。前者は特別の経歴を求めるアメリカのロイヤーに有益であるとされ、内容は、日本法の歴史、西欧法の継受、司法制度を中心とした憲法のフレームワーク、法曹の養成と役割、民訴・民法・商法を中心とした日本の法典の要素、三法典の関係およびそれらと特別法との関係にまで及ぶ。Henderson の編纂した日本の法律・判例を中心とした教材（英語）を用いている。「中国法入門」の方は、中共法が中心となっているようである。日本法については(3) Japanese Law Seminar が通年で開かれており、Henderson 教授と越川裁判官により行われた。

なお、このプログラムは Postgraduate コースに及んでいる。というよりは、ワシントン大学ロー・スクールは日本法の研究のためにのみ Postgraduate コースを設けているのである。これには3コースあり、(4) Justiciability in United States-Japanese Transactions（Henderson. 越川）日米間の紛争の裁判管轄権をとりあつかうコースである。(5) United States-Japanese Contracting Process（Shattuck. 川島・土井三教授が予定されていたが、川島教授の代りに、バークレイから加藤一郎教授が参加されたとのこと）日米契約法の実際的比較を行なうコースである。(6) United States-Japanese Corporate Relations（Henderson. 竜田）日米会社法の比較セミナー、このコースには、私も一度傍聴する機会が与え

られた。出席者は八名、うちアメリカ人は Henderson 以下四名。日本人は竜田助教授のほか実務家三名。英訳商法典と重要判例を中心とした教材を使用。当日は計算規定の所であったが、まず竜田助教授より、日本会社法の内容の説明があり、それに Henderson 教授がワシントン州の会社法の側から補足説明する。所々で、日本判例について、アメリカ人に要点を語らせ、それをめぐって若干ディスカッションをしていた。世界における日本法研究の水準を前提とすれば、かなり程度の高いコースであるといってよい。

ワシントン大学のロー・ライブラリーは、このプログラムの発展にともない、急速に日本法の文献を充実させている。すでに、法令集・判例集は完備しており、定期刊行物や単行本も増加しつつある。しかもここには、日本法専門のライブラリアンがおり、よく整備されている点に特色がある。

ワシントン大学の日本法研究の点でさらに注目すべきは、日米シンポジウムの成果である。第一回目は Business Transactions について（Washington Law Review Vol. 38. No. 1）、第二回目は Investment Transactions について（Vol. 39. No. 3）、第三回目は動産売買契約について（Vol. 42. No. 2）行なわれ、それぞれ Washington Law Review に発表されている。その多くの論文は日米間の共同執筆という形をとっており、日米間の比較法の促進と日本法の諸外国への紹介に貢献している。なお同誌では、フィリッピン法のシンポジウムも行なわれている（Vol. 40. No. 3）

ワシントン大学の日本法研究は、商事法に中心をおき、きわめて実際的であることを特色としている。これは、大学のおかれているシアトルが日米間の貿易の拠点である、という理由によるところ大であると思われる。また比較法は実用的でなければならないというのは Henderson 教授の持論でもある。このような実際的アプローチはアメリカのロー・スクールの比較法教育の一つの特色であるが、それのみを追うとすれば、そこにはまた問題があろう。後述のように、一九六八―六九年度には、Henderson 教授はハーバードにまねかれて、新たな構想で日本法を講ずる予定であるので、その成果を注目しよう。なお、ワシントン大学における日本法研究の発展に対し、日本人学者、実務家の側の貢献が大であることも強調されなければならない。

㈢　日本法、あるいは中国法の研究・教育を除けば、ワシントン大学の比較法には、それほど見るべきものはない。しかし、カリキュラム上は、(7) Comparative Law (Fletcher, G.) がある。ただし、これは、他の多くのロー・スクールの場合と同様、Comparative Law という名称を冠しているが、内容は大陸法（ドイツ法とソビエト法に力点）である。Fletcher 氏はまだ若い助教授で

シカゴ大学ロー・スクールの出身、西独フライブルグに留学したとのこと。

比較法の名を冠しない講義としては、(8) International Transactions(Prosterman)が比較法に密接に関係するほか、Tunks 学部長の講ずる(9) Process (Legal Process のこと) が、比較法的なアプローチをしているとのことである。

二　国会図書館

ワシントンDC滞在中に、国会図書館のロー・ライブラリー (The Law Library of Congress) を見学する。このロー・ライブラリーの蔵書数は一四〇万冊といわれ、世界最大の法律図書館であり、文字通り、古今東西の法律文献を蒐集してある。このライブラリーは、つぎの五つの部門に分れている。

(1) American-British Law Division

(2) European Law Division　ソビエトはじめ東ヨーロッパの文献もここにある。ソビエトについては、帝政ロシア時代の文献が揃っているのが、ここの自慢である。

(3) Far Eastern Law Division　日本もここに入る。日本で発行された法律図書は全部購入する方針で、しかも毎年予算が余るとのこと。うらやましいかぎりである。判例集・法令集は完全であるが、単行本となると、一見しただけで、不足が目につく。日本法専門のライブラリアンがいないことと、なかに入った業者が必ずしも十分に蒐集してくれないからではなかろうか。この点は、他のロー・ライブラリーについても痛感した。せっかく、予算があるのに惜しいことである。

(4) Hispanic Law Division　スペイン、ポルトガルのほか、ラテン・アメリカがここに入る。

(5) Near Eastern and African Law Division

ともかくも、古今東西の文献が一カ所にあるというのは便利であり、このロー・ライブラリーはアメリカのみならず世界の比較法の発達に貢献するところ大である。

三　コロンビア大学

㈠　コロンビア大学へは五月二三日に訪問する。丁度、前夜警官導入のあった後のためキャンパスにはいれず、ロー・スクールの方は見ることができなかったが、予定していた Hazard 教授との面会は実現し、School of International Affairs の一部を見学することができた。そこで、ここでは、この School を中心として説明することにする。School of International Affairs は世界屈指の国際問題研究所であり、八個の地域研究施設を含んでいる。その各施設にそれぞれ一・二名の法学者が参加しているので、コロンビアの比較法の特色は、地域研究の一環としての比較法に求め

られよう。周知のように、アメリカの研究所は研究および教育のための施設であり、このSchoolにおいても、若干の比較法関係のコースがある。以下、それを各研究施設ごとに見ていく。

(A) Russian Institute　一般コースとして(1)Soviet Legal Institutions (Hazard), 研究コースとして(2)Soviet Constitutional Law and Practice (Hazard)、(3)Law in the Communist World (Hazard 他)。John N. Hazard 教授はアメリカにおけるソビエト法研究の第一人者であり、改めて紹介の要をみないと思われるが、一九〇九年ニューヨーク州の生れ。戦前にソビエトに留学している。ソビエト法に関する著書・論文も多数であるが、目下、教材として使用しているものは、Hazard and Shapiro, The Soviet Legal System, 1962である。刊行五・六年にして、早くも新版を準備中とのこと。この教材は、ソビエトの判例の英訳が中心であり、したがって、講義方法もケース・メソッドである。教授はこの方法を礼讃している。講義の目的は、実用性よりは理論性に重きをおいている。

(B) East Asian Institute　この研究施設は、アメリカにおける日本研究の拠点の一つであるが、法律には重点がおかれず、コースとしては(4) Seminar on Japanese Law (Williams) があるのみ。ここでは、実務家が講師である。

(C) European Institute　選択コースとして(5) European Legal Systems (Szladits) がある。Charles Szladits 教授は、もとハンガリーの学者、Bibliography on Foreign and Comparative Law Books and Articles in English, 1962～ などの編者として知られる。テキストは、Szladits, European Legal Systems.

(D) Middle East Institute　この研究施設はイスラムの世界を対象とする。したがって、公法のコースとして(6) *Islamic Law* (Schacht) がある。Joseph Schacht 教授は Origins of muhammadan Jurisprudence, 3rd impression, 1959. An Introduction to Islamic Law, 1964 の著者として、世界に知られるイスラム法研究者である。

(E) Institute on East Central Europe　法の上では、この地域は社会主義法に属する。それ故、ここの公法のコースは Russian Institute のそれと同一である。

(F) Institute of African Studies　法律のコースとして (7) Problems in African Law (Schiller) および (8) Seminar on International Aspects of Law and Development Problems in Africa (Meagher) がある。

(G) Institute of Latin American Studies　法学者としては、Henry P. de Vries 教授がいる。de Vries 教授は David and de Vries,

The French Legal System, 1958 の共著者として知られているが Inter-American Law Center の Director として、ラテンアメリカ法の研究の分野で活躍している。法律のコースとしては、(9) Inter-American Legal Systems (de Vries) がある。テキストは de Vries and Rodriguez-Novás, The Law of the Americas, 1965.

(H) Southern Asian Institute この研究施設には法学者は参与せず、コースもない。

以上から分るように、コロンビア大学の比較法は、School of International Affairs の中で地域研究の一環として行なわれ、各地域ごとに一流の学者を擁している。これと日本の大学（とくに東大法学部）の比較法関係の講座を比較すると、彼我の比較研究の関心のちがいがよく分る。比較法が地域研究として行なわれる場合には、それは必然的に法社会学的になるという長所がある。しかし、各研究施設において、他の専門分野の学者とどれだけ協同して研究しているかははっきりしない。さらに、綜合地域研究所としての School の特色を生かした綜合的比較法ということになると、ほとんど行なわれていないようである。今後その方向にすすむかどうかも不明。いま壮大な建物を建築中であるが、完成後、われわれはそれを期待できるであろうか。

(二) 前述のように、ロー・スクールの方は見学できなかったので、そこにおける比較法教育については、Hazard 教授からの聞きとりにもとづいて、一言するにとどめる。ロー・スクールにおいても、School of International Affairs で行なわれている外国法関係の課目と同一または同様なものが講義されているようである。(1) ここでは、その教育上の効果が重視され、選択必修の地位を与えられている。それらの外国法関係のコースのほか、Friedmann 教授の担当する Jurisprudence が比較法的アプローチをするものとして注目されている。同教授の著書、たとえば Legal Theory, 5th ed. 1967 や Law in a Changing Society, 1959 を見れば、このことは容易に理解される。

(三) なお、コロンビア大学には Porker School of Foreign and Comparative Law という名称の School がある。これは比較法研究所ではなく、Porker 氏の基金による若干の比較法講座の名称であり、Hazard によれば、自分もそのポストを占めているが、それ以上の実態があるわけではないとのことである。しかし、その他出版活動や実務家に対する比較法教育も行なっている。

注(1) このことは、その後、参照しえた Columbia University Bulletin, School of Law 1968-69によりたしかめえた。その他、ロー・スクール独自の比較法関係のコースまたはセミナーとして、以下のものがある。Comparative Law (de Vries, フランス

法中心)、International Business Transactions in the Common Market (Pugh and Smit), International Transactions in Less Developed Countries (Farer), Seminar in Near and Middle Eastern Legal Institutions (Habachy), Seminar in World Law (Lusky).

四　ニューヨーク大学

㈠　ニューヨーク大学ロー・スクールは有名なワシントン広場の一角にあり、コロンビア大学と同様、キャンパスの環境はよくない。ここでは、最近 Institute of Comparative Law の Director になった Michael Schwind 教授を訪問する。教授はオーストリア生れであるが、ウィーン大学比較法研究所長 Fritz Schwind 教授とは無関係とのこと。

さて、この Institute of Comparative Law は teaching institute であって、research institute ではない。私など、instituteというと、すぐ日本の研究所を思いうかべるのだが、これは誤解であった。この institute は一九五三年に設立され、主としてシビル・ロー国からの留学生に対し、英米法の基礎を理解させることを目的としている。一年間のコースであるので、日本の留学生にとっても、適当な施設といえる。事実、過去に数名の日本人が参加している。同種のコースは、他のロー・スクールにも見られる。しかし、われわれにとり、このような外国人向けのコースがよいかアメリカ人と伍して苦斗しなければならない通常のコースの方がよいか、意見の分れるところであろう。

㈡　ニューヨーク大学ロー・スクールのカリキュラムにおいては、比較法関係のコースがきわめて多い。一九六七―六八年度の開講課目中、比較法に関するものは、つぎのとおりである。

(1) Principles of the Civil Law (基礎コース、Schwind) テキストは von Mehren, Civil Law System のほか雑誌・論文を使いケース・メソッドで行なう。教育の目的は理論的な面のほか、実務のための基礎を与えることも、とくにニューヨークのロー・スクールとしては必要であるというのが Schwind 教授の見解である。なお、大陸法についてはセミナーもある。(2) Problem in the Civil Law (Schwind) がそれ。

大陸法のほか、ここでは、ソビエト法のコースが独立している。(3) The Soviet Legal System (Shapiro), (4) Selected Problems in Soviet Law (Shapiro), (5) Soviet Interpretation of International Law (担当者不明), (3)はソビエト法の入門コース、(4)は財産・相続・家族の分野における近時の発展を中心とする。なお Isaac Shapiro 教授は、前掲の Hazard and Shapiro, The Soviet Legal System で分かるように、Hazard 教授の協力者である。

以上のような外国法関係のコースのほかに、ここでは比較〇〇法というコースが多い。まず商法については、(6) Latin American Commercial Law (Herrmann), (7) Comparative Law of Business Organizations (Herrmann), (8) Western European Commercial Law (Hahn)と充実している。比較憲法については、(9) Comparative Constitutional Law I (Lexa), (10) II (同)があり、比較刑事法についても (11) Comparative Criminal Law (Ploscowe) および (12) Comparative Criminal Procedure (同) という二つのセミナーがある。このセミナーは英米法と大陸法の比較を中心としたものである。

その他、研究者養成用のコースの中にある(13) Roman and Comparative Law が注目される。担当者はイギリスの代表的比較法学者 Lawson 教授であり、夏学期に三年ごとに行なわれる。

五　ハーバード大学

㈠　ハーバード大学へは五月二七日より二九日にかけて訪問し Arthur T. von Mehren 教授と Harold J. Berman 教授に会うことができた。ここは、一流中の一流ロー・スクールのことゆえ、改めて紹介するまでもないが、比較法の側面でも見るべきものが多い。まず誇るべきは、蔵書一〇〇万冊をこえるというロー・ライブラリーである。アメリカ合衆国およびコモン・ロー領域の文献が完備していることはいうまでもないが、シビル・ロー国をはじめほとんど全世界の法律文献を蒐集している点で、国会図書館のロー・ライブラリーと並ぶ存在である。比較法研究所の優劣を蔵書数に求めうるとすれば、ここのロー・スクールは世界一といってよい。

問題は、それらの資料を利用して、いかに組織的な研究・教育が行なわれているかにある。この点で中心的な役割を演じているのは、第二次大戦後に設けられた International Legal Studies プログラムである。ただし、これはひろく国際的な法律問題の研究を対象とするもので、比較法のほかに、国際法・渉外法をふくんでいる。いずれにせよ、このようなプログラム（および、そのための建物）が設けられたのは、現在におけるアメリカの国際的地位の反映である。

International Legal Studies のプログラム中、主要なものは、International Tax Program である。これは、税法に関する比較法的研究を行なうものであり、その成果として、World Tax Series を刊行している。各国の税法の研究書であるが、すでに一一巻出ている。日本は近刊予定とのこと。しかし、このプログラムを除けば、組織的な研究はなく、あとは個々の研究者によるものであるが、その中にはソビエトの計画経済の構造、中国法、また、民

訴法の比較研究[1]などのプロジェクトがある。

㈡　比較法教育の面でも、一流の比較法学者によるコースがかなり多い。この点では、他のロー・スクールにひけをとらない。ただし、ここのカリキュラムはあらゆる点で豊富であるので、ハーバード・ロー・スクールの中での比較法教育の地位ということになると、とくに特色があるわけではない、ということになろうか（以下は一九六八―六九年度予定のカリキュラムである）。

(A)　一年目のコース中に(1) Development of Law and Legal Institutions が選択コースとして三種あるが、そのうち Berman の担当するコースは、法の発展を比較法的に理解しようとするものである。

(B)　二年目コース。次の四種のコースがある。(2) The Civil Law System (von Mehren)　大陸法の入門的コース。von Mehren は、Law in Japan, 1963 の編者として、われわれにとり有名であるが、一九二二年ミネソタの生れ。ハーバードで学んだ後、スイス・ドイツ・フランス三国に留学し、現在アメリカにおける代表的な大陸法研究者である。教材は von Mehen, The Civil Law System: Cases and Materials for the Comparative Study of Law. 922p. 1957 これは Schlesinger, Comparative Law とともに、代表的な比較法の教材である。内容は仏独法の入門的部分に続き、フランス行政法、独仏不法行為法、独仏債権法の三つのテーマについて、判例を中心とした詳細なものであり、比較法教育の目的は、ただ単に外国の法制度を教えることではなく、考え方や分析方法の相違を理解させる点にある、という教授の方針がよくあらわれている。ここでも、ケース・メソッドがとられていることは、いうまでもない。

(3) German and French Law (Kübler) 上述の Civil Law System が basic であるのに対し、これは応用的なコースであるが、どちらも独仏法を中心に行なわれるので、このコースの特色は、カタログの記述からではよく分らない。

(4) Comparison of Soviet and American Law (Berman) Berman は一九一八年の生れ。イエールで歴史を専攻してから、法律に転じた。いまは、アメリカにおけるソビエト法研究の指導者として Hazard と並ぶ存在である。ハーバード大学の Russian Research Center のメンバーでもある。　彼のソビエト法についての考え方は、Justice in the U. S. S. R. 2nd et. 1963（初版の訳、明山ソビエト法制度論）によって知ることができる。このコースにはその他 Berman and Spindler, Soviet Criminal Law and Procedure: The PSFSR Codes, 1966; Soviet Statutes and Decisions の中の数冊が教材として使用される。前者は堂々たる大著、後者は

ソビエトの法律と判例を英訳したシリーズである。Berman は比較法における法社会学的方法を強調し、たんに「ソビエト法」を教えるのではなく、ソビエト法とアメリカ法の「比較」を教えるのだと力説していた。それがコースの標題となっているわけである。

(5) The Law of International Transactions and Relations (Vagts and Steiner) このコースが比較法と関連深いことは、他のロー・スクールの場合と同様である。

(C) 三年目コース。前掲の二年目コースのうち、The Civil Law System 以外は、三年目のコースともなる。それ以外のものとして、日本法に関するものが注目される。すなわち、まず、(6) Doing Business with Japan (Henderson) これは、商取引の相手方としての日本法の知識を与えることを目的とした実際的なコース。前述のワシントン大学の Henderson 教授が visiting professor として担当する。つぎに、より注目されるのが、(7) The Modernization of Law in East Asia (Cohen and Henderson) これは Henderson 教授のほかに、若き中国法の専攻者 Jerome A. Cohen 教授が加わる。一年を通したジョイント・セミナーで、日本と中国を中心とした東アジアの諸国の法の近代化について、西欧法の影響のほか、日本法中国法の相互影響の点にも重点をおいて、解明しようとするものである。これには Henderson も意欲的であり、成果を期待したい。

その他、国際法の比較として、(8) Soviet, Chinese, and Western Approaches to International Law (Boxter, Berman and Cohen) がある。

(D) 以上のほか、International Legal Studies のコースの中に比較法関係のものが多いが、それらの多くは、前述したものと重複している。いままでとりあげなかったものとしては、以下のような、国際取引に関するコースおよびセミナーが多数おかれている。(9) The Law of International Trade (Berman), (10) International Aspects of United States Income Taxation (Owens) (11) International Business Organizations (Chayes), (12) Seminar: International Business Problems (Vagts), (13) Seminar: Legal Aspects of the Common Market (Steiner), (14) Seminar: Tax Reform in Developing Countries (Oldman)。こんどの視察の範囲内ではあるが、この方面に関しては、ハーバード・ロー・スクールのカリキュラムは一番充実している。

注(1) その成果の一部が、Kaplan, von Mehren and Schaefer, Phases of German Civil Procedure, 71 Harv. L. R. 1193, 1443. である。

六　コーネル大学

㈠　コーネル（Cornell）大学は、ニューヨーク州の中部 Ithaca にある。プロペラ機でなければ行けない、へんぴな山奥にあるという感じだが、その美しく壮大なキャンパスは私を驚かすに十分であった。ここを訪問先として選んだのは、研究上教えられるところ大である Rudolf B. Schlesinger 教授に会うのが目的であったが、キャンパスを見るだけでもはるばる来たかいがあった。Schlesinger 教授はドイツ生れ（一九〇九年）。ミュンヘンで学んだ後、アメリカに渡り、コロンビア大学ロー・スクールを卒業。裁判官を経て、一九四八年以来、コーネル・ロー・スクールで比較法その他を講じている。一九五〇年に初版の出た教材、Comparative Law:Cases and Materials はアメリカで「比較法」という名を冠した最初の書物であった。本書は、すぐ注目されるとともに、アメリカ中で広く利用され、五九年に再版が Comparative Law: Cases, Text, Materials. 635 p. として出ている。この教材は、ドイツ・フランス・スイスなど大陸法を対象とし、私法（訴訟法を含む）を中心として、判例・条文・論説の英訳をあつめ、編者自身のかなり詳しいコメントをつけてある。目下、第三版を準備中とのこと。新版では、対象がさらに拡大され、日本の判例も含まれる可能性がある。また、多くのアメリカの比較法学者（たとえば Hazard）によれば、Schlesinger こそ、実際的な目的で比較法教育を行なっている代表者であるとのことであったが、教授自身の言によれば、いまは考え方が少し変り、理論的な目的も重視するようになったとのこと。この点も、新版に影響するであろう。

コーネル・ロー・スクールのカリキュラムでは、比較法関係のコースは少ない。(1) Comparative Law (Schlesinger) のほかでは、(2) Comparative Law of Obligations Seminar (Weir) があるのみ。これは、契約・準契約・不法行為を中心とした英米法と大陸法の比較のセミナーである。

㈡　コーネル・ロー・スクールにおける比較法研究の中で特筆すべきは、Schlesinger 教授を中心とするいわゆるコーネル・プロジェクトである。これは世界各国から学者を集め（ただし、日本人は参加せず）、契約の成立をテーマとして、法体系の相違にもかかわらず、いかに同様な解決が得られているかを、機能的方法を用いることによって実証しようとしたものである。すでにプロジェクトは終了し、最近その成果が二冊の大著 Formation of Contracts: a Study of Common Core of Legal System, 1968 となって出版されたばかりである。このプロジェクトに対しては Ford Foundation がスポンサーになったが、それにしてもこのよ

うな国際的なプロジェクトの場合、財政問題が一番困難であったとのことである。比較法研究に対してはアメリカもまた然り、というべきか。それだけ、このプロジェクトは、比較法の将来に対し画期的な意味をもつものである。

注(1) なお、この Rudolf B. Schlesinger は、ソビエト法の専門家で、Soviet Legal Theory. 2nd ed. 1951（長谷川訳・ソビエト法理論）The Family in the U.S.S.R. 1949 などの著者として知られる Rudolf Schlesinger と別人である。同姓同名のため、私自身これまで思いちがいをしていた。

(2) 本書に対しては全世界から三五以上の書評がでたが、その大部分が好意的であった。なお一九五二年当時、一二のロー・スクールにより教材として採用されていたとのことである。Re, op. cit. p. 240.

(3) 事実、Schlesinger, Teaching Comparative Law, op. cit. は、比較法教育は将来の実務に役立つことを目的とすべきであること、また、そのことによって非学問的になることはないことを、強調している。

(4) コーネル・プロジェクトについては、Schlesinger, Research on the General Principles of Law Recognized by Civilized Nations: Outline of a New Project. 51 Amer. J. of Inter. L. 734 (1957); do., The Common Core of Legal Systems: An Emerging Subject of Comparative Study, XXth Century Comparative and Conflicts Law. p. 65 et seq. (1961); Lorenz, Rechtsvergleichung als Methode zur Konkretisierung der allgemeiner Grundsätze des Rechts. JZ62.269; Schlesinger et Bonassies, Le fonds commun des systèmes juridiques, Observations sur le nouveau project de recherches, Revue inter. d. dr. comp. 1963.502参照。さらにのものが一番詳しい。なお、私も近い将来にこのプロジェクトについて詳細な紹介をしたいと思っている。

七　ミシガン大学

㈠ アンナーバー（Ann Arbor）にある州立ミシガン大学を訪問したのは、ロバート・ケネディの撃たれた六月四日から六日にかけてであった。ここはデトロイトから高速道路で一時間かかる田舎町だが、歴史も古く、建物も堂々とした、州立大学としては一、二を争うロー・スクールがある。

ミシガン大学はアメリカにおける比較法の発展の一つの拠点である。アメリカの比較法学界の大御所的存在であった Hessel Yntema 教授（一八九一―一九六六）が長らくここにいたし[1]、世界の指導的比較法学者であった Ernst Rabel が、大著 The Conflict of Laws: A Comparative Study. 4 vols. (1945―58)[2] を執筆したのも、ここであった。つい最近まで日本刑事法の専門家B.J.

George, Jr. 教授もここで活躍していた。一九五二年に発刊された。世界的に名声のある比較法雑誌 American Journal of Comparative Law は過去一五年間 Yntema が責任編集者となり、この地を中心に編集されてきた。しかし、私の訪れたのは、Yntema が自動車事故で死亡し、George は新たなポスト（Practicing Law Institute）を求めてニューヨークに去ったあとであり、一まつの寂しさを禁じえない。いま、ミシガン比較法陣を守るのは、比較会社法の専門家で、前二者のあとをうけて、American Journal of Comparative Law の編集責任者となった Alfred F. Conard 教授（一九一一年生）、比較憲法の専門家 Poul G. Kauper 教授（一九〇七年生）、まだ三十なかばで、独仏法、ソビエト・中共法を専攻し、おそらく、これからのアメリカ比較法の指導的学者の一人となることが期待される Whitmore Gray 教授などである。さらに、ミシガンのロー・ライブラリーは世界各国の文献を比較的よく揃えてあり、外国人研究者の数も多く、現在もいぜんとしてアメリカ比較法研究の一つの中心といえるであろう。(3)

(二)　ここのカリキュラムは、伝統的なコースのほかに、新たな社会の要求に答えようとするものが多い。比較法関係のコースも、そのような観点で、比較的充実している。以下、一九六八―六九年度のカリキュラムを紹介する（一九六七―六八年度のそれも、ほぼ同一）。

まず、選択コースのうち、入門的なものはいずれも Gray 教授が担当している。すなわち、(1) Introduction to the Civil Law (Gray)　テキストは Schlesinger, Comparative Law とその他プリント教材。なお Gray 教授はパリとミュヘンに留学している。(2) Communist Law (Gray)　ソビエト法を中心とし、中共法も対象にする。テキストは、ロシア共和国民法典の英訳、Gray and Stults, Civil Code of the RSFSR, 1965 その他プリント教材。Gray 教授はホンコンにも留学し、そこで中共法を学んだ。(3) Law and Insitutions of the Atlantic Area (Stein), 主としてEECにおける法の統合を対象としたもの。

セミナーおよび特別コースと称されるものの中には、比較法的なものが多い。ただし、これらは毎年開講されるとは限らないようである。(4) Comparative Constitutional Law-Seminar (Kauper,), (5) Comparative Contract Law-Seminar (Gray)　これは大陸法の債権法とアメリカ契約法の比較のセミナーである。(6) Comparative Criminal Procedure Seminar (George), これはアメリカ・ドイツ・日本の刑訴法の比較をしたもの。George 教授には団藤刑訴の英訳（Dando, Japanese Criminal Procedure, 1965）がある。なお、一九六八年冬学期には、平野教授が visiting professor と

して参加した。このコースは、一九六八—六九年度の予定カリキュラムにもいぜん載っているが、George 教授が去った後は、開講があやぶまれる。なお、ミシガン大学には、Far Eastern Studies Program があり、その中で、日本研究が盛んであるので、この点での George 教授の後継者がほしいところである。(7) Comparative Criminal Law-Seminar (George) これは、英米法と大陸法との比較である。(8) European Business Organization (Conard 他) EEC諸国の会社法の研究。(9) Law of International Trade and Economic Relations-Semitar (Jackson).

注(1) Yntema はオランダ家系に属するが、一八九一年ミシガン州の生れ。ミシガン大学のほか、Oxford, Harvard で学び、一九二一年以来、ミシガンにとどまり、国際的な活躍をする。一九六一年、七〇才の誕生を祝して、全世界の代表的比較法学者（わが国からは、江川英文教授が参加）から捧げられた XXth Century Comparative and Conflicts Law:Legal Essays in Honor of Hessel E. Yntema は彼の国際的声価を物語るものである。自動車事故がもとで、一九六六年死亡。創刊号より彼が Editor in Chief であった The American Journal of Comparative Law は一五巻一・二合併号をその追悼にあてている。

(2) これは、ミシガン・ロー・スクールがスポンサーになっている Michigan Legal Publications の中で刊行された。この叢書の中には、その他、ソビエト法関係のものとして、Gsovski, Soviet Civil Law. 2 vols. 1948—49; Grzybowski, Soviet Legal Institutions:Doctrines and Social Functions. 1962; Civil Code of the RSFSR, translated by Gray and Stults, 1965 のあることが注目される。

(3) もっとも、Conard 教授によると、別にミシガンに比較法学者が集まったのに理由があるわけではなく、たまたま、教授の中に、外国系であったり（Yntema, Kauper）、外国に勤務した関係で（Conard, George）比較法に関心をもつものが多かったにすぎないとのことである。しかし、Gray 教授はじめミシガン・ロー・スクールで研究生活を送った比較法学者はアメリカの内外とも増えている。

八　シカゴ大学

シカゴ大学ロー・スクールの比較法はアメリカの誇る世界的学者 Max Rheinstein 教授によって代表される。教授は、一八九九年ドイツ生れ。もともと Rabel の弟子で、英米法を専攻していたが、ナチスに追われて、アメリカに渡り、シカゴにおちついて、Mox Pam Professor of Comparative Law となる。さらに、一九四九年以後は、Comparative Law Reseach Center の Director となり、文字通り、シカゴ大学での比較法の研究および教育

の中心となっている。教授は来日したこともあり、その学識はひろくわが国にも知れわたっていることゆえ、それ以上の紹介は不要であろう。

さて六月七日、焼けつくような炎天の下、古びた列車に乗ってシカゴ大学を訪問する。ここも広大なキャンパスを誇る。ロー・スクールは超近代的な建物で、新しい研究の盛んなシカゴ・ロー・スクールにいかにもふさわしい。しかし、ロー・ライブラリーに入るために一々鍵が必要だとは、free access system を誇りとするハーバードやコーネルにくらべ、土地がらというべきか。なお、ここのロー・ライブラリーの比較法関係の蔵書は、他にくらべ、とくに多いわけではないが、大陸法を中心として、かなり整備されているほか、アフリカ法関係の文献の多いのが注目された。

まず Rheinstein 教授にここには比較法（Comparative Law）のコースがあるかと聞いたら、「そんなものはない。比較法が何であるか、自分には分らない。そのような問題については、学生の方で René David の本でも読めばよい。」という持論がはねかえってきた。比較法など普通の学生に教えられない（教えてもむだだ）という意見だが、世界的学者の口から出ると、若干皮肉に感ぜられないこともない。しかし、もちろん、ここにも比較法関係のプログラムなり、コースなりはある。

(A) Comparative Law Program 外国の留学生にアメリカ法の基本を教えるためのもの。他のロー・スクールのそれと大同小異である。しかし、Rheinstein が外国人の教育に熱心であるのは、定評のあるところであり、Problems of American Law for Foreign Students という特別のコースが彼により開かれている。

(B) Foreign Law Program これは、ロー・スクールの出身者に対し、二年計画で独仏いずれか一国法を徹底的にマスターさせようとするプログラムである。目的は主として、国際的実務家の養成にあり、初年度はシカゴで独仏法を研究する。そのために、Civil Law（週六時間通年）のコースがある。一九六七—六八年度は、Peter Schlechtriem（Visiting assistant Professor）[2] によりドイツ民法が講ぜられた。二年目になると、学生は独仏その他の西ヨーロッパ諸国に一年間留学し、現地で研究を続ける。何ともうらやましいかぎりであるが、このプログラムには、中途半端な比較法では役に立たない、という Rheinstein 教授の見解がよく反映されている。なお一九六七—六八年度は、一二名の学生がこのプログラムに参加しているとのこと。

(C) 比較法関係のセミナー比較法の講義は通常のコースにはなく、セミナーだけである。それも特定のトピックについて比較考

察をしようとするものが多い。すなわち、(1) Comparative Law (Casper) 名称は一般的だが、実際は特定のトピックスを中心に行なわれている。一九六七—六八年度は Gerhard Casper 教授により Judicial review の問題が扱われた。(2) Problems of the Law of Divorce in the United States and Abroad (Rheinstein) Rheinstein 教授が比較離婚法の第一人者であることはいうまでもない。[4] (3) Law and the Protection of Privacy in Modern Society (Shils, Blum, Casper, Kalvan) これは、主として法社会学的観点よりプライバシーの問題を論ずるセミナーであるが、比較法も考慮されたようである。なお、プライバシーは今日のアメリカで最も問題とされているトピックの一つである。[5]

(1) Rheinstein, Teaching Tools in Comparative Law, op. cit, p. 95.

(2) 西ドイツ・フライブルグ大学出身、Dissertation として Ausländisches Erbrecht im deutschen Verfahren, dargestellt am Falle der Massgebichkeit Französischen Erbrechts, 1966 という国際私法関係のモノグラフィーがあり、ここから独仏両法に通していることがうかがえる。

(3) Casper 教授には、近著、Juristischer Realismus und politische Theorie im amerikanischen Rechtsdenken, 1967がある。

(4) わが国での成果は、ラインスタイン・比較離婚法の研究、昭三七がある。Rheinstein が「比較法国際エンサイクロペディア」の第四巻「人と家族」の編集責任者に選ばれたのは当然であろう。なおアメリカの比較法学者のうち、本エンサイクロペディアの編集責任者に選ばれたのは、その他、第七巻契約一般、von Mehren (ハーバード)、第十三巻事業組織および私的組織 Conard (ミシガン)、第十六巻国家と経済 Kenneth W. Dam (シカゴ) の四名である。そのうち二名までがシカゴロー・スクールの教授であることに、このロー・スクールは誇りをいだいている。

(5) 拙稿「テクノロジーとプライバシー」ジュリスト四一三号参照。

九　チューレーヌ大学 (Tulane University)

(一) シカゴよりアメリカ大陸を南下してニューオルリーンズに着く。ここルイジアナ州はフランス式民法典 (Civil Code of Louisiana) がいまでも適用されているので、比較法学者にとり避けることのできない興味深い州である。この州には、有名なロー・スクールとして首都 Baton Rouge にあるルイジアナ州立大学[1]とニューオルリーンズにあるチューレーヌ大学とがあるが、日程の関係もあって、チューレーヌ大学を訪問しただけであった。

チューレーヌ大学は、ルイジアナ州にあるということと、さら

に、アメリカ第二の貿易港ニューオルリーンズにあるということで、早くより比較法の点で特色のあるロー・スクールであった。第二次大戦後（一九四九年）、比較法の研究・教育を促進するために Institute of Comparative Law が設置された。所長は、Ferdinand F. Stone 教授である。残念ながら Stone 教授は外国出張で不在のため、施設だけでも見ようとロー・スクールへでかけた。まだ六月一〇日というのに、ここはもう灼熱の暑さであった。チューレーヌ・ロー・スクールは建物も古く貧弱で、冷房設備もなく、こんど廻ったロー・スクールの中では設備の点で一番見劣りがした。しかし、まもなく新築の建物に移るとのことで、面目一新するであろう。Stone 所長の代りに、Clarence J. Morrow 教授が相手をしてくれた。刑法と商事法を講じている学者である。

まず、Institute of Comparative Law と称しても、とくに独立のスペースのないことは、他と変りはない。もっとも、新館では、その可能性があるとのこと。比較法関係の蔵書は、ロー・ライブラリーにある。フランス法系、とくにラテンアメリカ関係の法律文献が第三層に所狭ましと並んでいるのはさすがである。フランス式民法典をもつことと、地理的に中南米に近いということが、この大学をアメリカにおけるフランス法系研究の中心地ならしめている。ロー・スクールの機関誌である Tulane Law Review のほか、この Institute がスポンサーになって、年二回 Inter-American Law Review を刊行している。

〔1〕 比較法教育の点では、ここは大いに特色がある。(2) それは何よりも、ルイジアナ州がフランス式民法典をもつことに由来する。チューレーヌ大学の卒業生の多くは、ルイジアナ州で法律実務を行なうことになろうが（学生名簿を見ると、大部分がルイジアナ州出身の学生である）、必ずしもそれに限られず、コモン・ロー州で活躍しようとする学生も考慮しなければならない。このため、一年目学生に展開される Contract や Torts のような基礎的な講義は、それ自体シビル・ローとコモン・ローの比較にならざるをえないのである。したがって、ここでは名称の上では通常のコースが比較法的に行なわれることになる。これに対し、二年目以上になると、シビル・ローとコモン・ローが別々に講義され、たとえば Civil Law Property, Conventional Obligations and Sale, Community Property and Family Law が一方にあれば、他方には Common Law Property, Common Law Sales, Common Law Domestic Relations などがあるというぐあいである。

純粋の外国法としては、ラテンアメリカ関係のものがある。すな

わち、(1) Latin American Legal Institutions, (2) Latin American Commercial Law, (3) Seminar: Free Trade and Economic Integration in Latin America がそれ。

㈢ 本稿のテーマからそれるが、ここで、ルイジアナ州におけるシビル・ローとコモン・ローの関係についての印象を一言したい。私自身の先入観としては、ルイジアナ州では、シビル・ローが次第にコモン・ローに吸収されつつあるある、あるいは両者は融合しつつあると考えていた。ところが、Morrow 教授によれば、一九三〇年頃まではそうであったが、以後ルイジアナ民法典の独自性が強調されるようになり、しかも、それはチューレーヌ・ロー・スクールのおかげである、というのである。教授は、とくにUCCの導入に反対していた。その後、二人の州裁判官に会ったが、いずれも民法典を礼讃していた。丁度私がワシントンの連邦最高裁判所を傍聴したとき（五月二〇日）、最高裁は、二つのルイジアナ法を違憲とした。一つは、二年以上の重罪でなければ陪審を認めない州法であり、いま一つは、不法行為の請求権につき私生子を差別する民法典の規定であった。この最高裁の判決に対しても、いずれも批判的であった。私生子問題に対する反応は、ルイジアナの保守的な空気を感ぜしめるが、シビル・ローの合理性に対する信頼もゆるぎないようである。コモン・ローとシビル・ローの融合は私の仮説の一つであるが、アメリカ合衆国の中で、このような現象にぶつかると、問題の困難さを思い知らされた心地がする。

(1) ここには、有名な Joseph Dainow 教授がいる。教授は Tulane でも広く使われている Civil Code of Louisiana の編者であり、The Civil Law and the Common Law: Some Points of Conparison. 15 Am. J. Comp. L. 419. はじめ比較法関係の論文が多い。

(2) チューレーヌ・ロー・スクールでの比較法教育の現状については、やや古い資料であるが、Stone, on the Teaching of Law Comparatively, 22 Tul. L. R. 158 (1947) が、不法行為法を中心として具体的に論じている。著者はさいこに大学教育論一般についても論じており、時節柄興味深い論稿である。それだけに、著者に会えなかったのは残念である。

一〇 カリフォルニア大学

㈠ 州立カリフォルニア大学のロー・スクールはロスアンゼルスとバークレイにある。有名なのは後者だが、前者UCLAも美しいキャンパスに見所がある。ここは、とくに比較法を見るために訪問したわけではないが、旧知の Addison Mueller 教授に案内してもらって、ロー・スクールの施設を見学した。明るい近代

的な感じであるが、そのロー・ライブラリーを見ても、比較法関係の文献があまり見当らない。ロスアンゼルスでは、むしろ Los Angeles County Law Library の方が外国法の文献がそろっている。[1] ロー・スクールのカリキュラム（一九六八—六九）においても、比較法関係のコースは少ない。それでも若干ある。すなわち、(1) Comparative Law　内容はラテンアメリカ法と英米法の比較である。アナウンスメントは不親切でそれ以上の説明はないが、おそらく Latin American Center の Associate Director を兼ねている Kenneth L. Karst 教授が担当し、教材としては、アメリカにおける唯一のラテンアメリカ法の概説書といわれる Karst, Latim American Legal Institutions, 1966 を使用しているものと思われる。その他、(2) Islamic Law (3) Reception of Civil Law in Developing Countries というコースが予定されているほか、セミナーの中にも、(4) African Customary Law, (5) Comparative Contract Law がある。アフリカ法関係を担当するのは、おそらく、African Studies Center の Director を兼ねる Paul O.Proehl 教授であろうか。いずれにせよ、このロー・スクールは、ラテンアメリカとアフリカに関心が深く、外国人留学生としても、第一にこの両者を歓迎している。

(二) いま一つのバークレイのロー・スクールは、アメリカ有数のものであることというまでもない。比較法の点でも、独墺系の Albert Ehrenzweig（一九〇六年生）、Stefan A.Riesenfeld（一九〇八年生）両教授を有し、アメリカにおける一つの中心地である。残念ながら、両教授とも外国出張中であり、また新進の Herbert Bernstein (Acting Professor) にも会うことができなかった。したがって、以下は Sho Sato 教授からの聞きとりのほか、一九六八—六九年度のアナウンスメント (Course Description April 1968 によって補正) によって、その一端を伝えるにとどめる。(1) Comparative Jurisprudence (Ehrenzwieg) 内容は(イ)法源を中心とした世界の法系の比較、(ロ)その比較より導かれる法の概念の分析、および法哲学諸派についての討論、(ハ)法の理論と実際の若干の領域の比較的心理学的研究からなり、ヨーロッパにおける比較法の講義に一番近いようである。その方法、効果などを確かめ得なかったのは残念である。(2) Comparative Jurisprudence Seminar (Ehrenzweig) 上述のコースでのトピックを中心とし、心理学と法の改革に力点をおくセミナー。(3) Comparaive Law (Bernstein and Honoré) 二つのセクションからなるが、内容詳細不明。Bernstein 教授はハンブルグおよびミシガンで学位をとった新進。Honoré 教授は Oxford 大学からの visiting professor であるので、大陸法と英米法の比較に重点がおかれることになろ

う。(4) Socialist Legal Institutions (Lubman)、(5) Chinese Legal Institutions (Lubman) 前者はソビエト法を中心とした社会主義法相互および資本主義法との比較をあつかい、中国法については、とくに後者のコースがある。両コースとも新設のものらしいが、いずれも問題意識が新鮮で、内容は広汎にわたり、期待のもてるコースである。なお Stanley B. Lubman (acting professor) はコロンビア大学の出身、Hazard 教授の弟子であろう。(6) Comparative Criminal Law and Procedure (Collings)

以上であるが、一九四九年度のカリキュラムには'Comparative Jurisprudence のみであったので、二〇年間におけるバークレイ比較法学の高度成長ぶりがよく分かる。

(1)このライブラリーは近代的な設備をほこり、一〇万冊をこえる外国法のコレクションをもつ外国法関係のチーフをしている William B. Stern 氏は、Index to Foreign Legal Periodicals の編集をやっているので、このライブラリーに雑誌を送れば、インデックスの対象となる。日本法の文献もかなり揃っているし、日系のライブラリアンもいる。

一一　スタンフォード大学

スタンフォード大学を訪ねたのは、六月二四日、アメリカ本土での最後の日であった。キャンパスだけでも一見に値するといわれたのと、イタリア法の専門家、John H. Merryman 教授に会うのが目的であった。サンフランシスコから南へバスで一時間、キャンパス内の各建物がスペイン式建築で美しく、さすが音に聞こえただけのことはある。

Merryman 教授は一九二〇年生れ。一九六三年より翌年にかけてローマの比較法研究所に visiting professor として招かれている。近著 Cappelletti, Merryman and Perillo, The Italian Legal System: An Introduction. 1967の共著者とし知られる。なお、この書物は、外国語で書かれたイタリア法の入門書として、もっともすぐれたものであると、早くも評価されている。さて、なぜイタリア法を専攻するのかと教授に聞いたところ、イタリア法こそシビル・ローの中で一番 typical だから、というのが返事である。つまりシビル・ローの中でドイツ法とフランス法の対立があり、その一方だけを研究しても、シビル・ローを理解したことにならないが、イタリア法はフランス法（典）とドイツ法（学）を折衷しており、その意味で typical だというのである。しかし、それだけ独創性がないのではないか、と反論したら、そうではないとして、歴史的発展、現在での刑法・商法の独自性をあげていた。私は必ずしもこの見解に賛成できないが、ともかくも、この

ような立場からイタリア法を専攻する学者がアメリカにいるということは興味深い。

ここのロー・スクールの比較法は Merryman 教授が一人で代表している。カリキュラムの上では教授によるつぎの二つのコースがある。(1) The Civil Law System 一応、世界のシビル・ロー・システムが比較の対象となるが、中心はイタリア法におかれ、テキストとしても、上述の The Italian Legal System のほか、Gorla, Merryman and Barile, Problems and Materials on Italian Law（プリント版）を用いている。(2) Law and Development 法制度と経済的社会的発展の関係を研究するものであるが、ラテンアメリカ、アフリカ、中近東、アジアの現在の問題に焦点をおいている。このような立場から、教授は日本の近代化にも関心を示しており、第二次大戦後のアメリカ法の影響に対し批判的である。なお、教授の視野の広さは、このコースからもうかがわれるが、一九六八—六九年度はハンブルグで研究をし、帰国後はEEC法を講ずる予定とのことである。

以上のほか、しいてあげれば、(3) International Business Transacions (Collinson) が比較法に関係するといえるが、一流ロー・スクールの中では、ここは比較法に対する比重が軽い。Merryman 教授によれば、ソビエト法や中共法のコースも開きたいのだが、適任者がいないとのこと。これはアメリカにおける社会主義法の研究者がなお不足していることを物語るものである。

なお、スタンフォード大学の Hoover Institution の中に East Asian and Eastern European division があり、これはアジアとスラブの研究にとっての豊庫である。しかし、その中に法律文献は少ないようであり、この地域研究の中に比較法学をどれだけ生かすかは将来の問題である。

Ⅲ

ここで本稿なりの総括を試みる。

㈠ (1) アメリカにおける比較法の研究については、まず研究対象の多様性が目につく。各大学、各教授により、それぞれ自らの関心に従って研究を行なっており、統一性にとぼしい。このことは最初に Hazard 教授にいわれ、また Rheinstein 教授も同感とするところであったが、結局、私も同意せざるをえない。したがって、一口でアメリカの比較法研究の現状について語ることは困難である。一般に、ヨーロッパ大陸法についての研究が盛んであるが、ラテンアメリカ法もそれに劣らず、社会主義法に対する関心も近時とみに増大しているし、アジア・アフリカの発展途上国に対する研究もすすめられている。日本法に対する関心も、世

界中でアメリカが一番強いことはたしかである。

(2) 研究の多様性に関連して、その組織性には欠けるところがある。ドイツのマックス・プランク研究所のような綜合的比較法研究所は存在しない。Institute of Comparative Law と称する機関は各大学に散見されるが、それらは、なお、比較法研究所としての機能を十分には果していない。若干注目すべき研究プロジェクトがあるけれども、隣接領域である法社会学にくらべれば問題にならない。アメリカには、一九五一年以来、日本の比較法学会にあたる The American Association for the Comparative Study of Law があるが、これまでのところ、比較法雑誌 The American Journal of Comparative Law を発行するほかは、見るべき活躍をしていない。今後、アメリカにおける比較法研究の組織化がすすむかどうかは、何ともいえない。(1)

(3) アメリカとして世界に誇るべきは、各ロー・ライブラリーのもつ外国法文献の量である。国会図書館とハーバード・ロー・ライブラリーは世界一の量であるし、その他にも特色のあるロー・ライブラリーが多い。日本法の文献の集め方を見ても、全体を推しはかることができる。比較法研究所の最大の資格が蔵書の量にあるとすれば、やはり、アメリカは、「今後の世界の比較法学界をリードする可能性を秘めている。」といえる。

(4) 研究を担う学者の問題であるが、前述の研究対象の多様性は同時に学者の国籍・人種の多様性に由来するといえないことはない。とくに、第二次大戦後のアメリカの比較法学を一挙に世界的水準にひきあげるのには、Rheinstein, Ehrenzweig, Schlesinger などドイツ系の学者の力によるところ大であった。これらの学者は、現在アメリカ内部においても高い評価を受けているようである。問題は、今後の後継者であるが、きっすいのアメリカ人で比較法に従事する者がふえるとともに、他方、外国家系の学者、さらには外国より流出してきた学者も多く、後継者問題に心配はいらないであろう。世界におけるアメリカの地位、および国際的協力の発展が今後も続くとすれば、アメリカは将来において比較法にとりもっとも適切な研究の場となるであろう。

(5) 研究の方法については、ケースを中心とした具体的研究が当然のこととされており、はじめから機能的方法をとっている。法社会学の関心の強いところでは、比較法も法社会学と結びつきやすい。地域研究の発達しているアメリカでは、比較法もその一環として行なわれることができるが、その点はまだ評価できる段階ではないようである。(3)

(二) ロー・スクールにおける比較法教育については、つぎのようなことがいえる。

(1)　各ロー・スクールのカリキュラムにおいて、比較法関係のコースが次第に増大しつつある。二〇年前とは面目一新した、といってよい。ただし、それらは、ロー・スクールにおける二、三年目の学生に対する選択コースとして存在するか、さらには、graduate コースとして行なわれている。それにしても、履修学生の数は増加の一途をたどっているようである。(4)

(2)　ロー・スクールにおける比較法教育の目的も多様であるが、必ずしも実際的な目的を強調してはいない。この点で、Hazard 教授は、大きなロー・スクールでは理論的な関心が優先し、小さなロー・スクールでは地元の実際的関心に重きをおく比較法教育がなされる傾向がある、と評していたが、これは妥当するようである。今日、ロー・スクールの教育の目的の中に、法を他の社会現象との関連で理解すべきことが強調されつつあるので、今後とも比較法教育の目的は、理論的な側面に重点がおかれることになろう。それとともに、シカゴ大学に見られるように、実際に役に立つためには徹底的な教育を必要とする、ということも明らかであろう。

(3)　比較法教育の方法は、圧倒的にケース・メソッドである。これは、アメリカのロー・スクール自体がケース・メソッドによっていることの現われであろう。今日、アメリカにおいてケース・メソッドに対する批判もないわけではないが、私の聞いたかぎりでは、比較法学者の全員が、比較法についてはとくにケース・メソッドがよい、といっていた。(5) ヨーロッパ系の学者の中には、大陸法を教えるのにケース・メソッドは不適当だ、という批判もあるが、(5) 今日の教材は Schlesinger のそれに見られるように、ケースばかりではなく、他のマテリアルものせてあるほか、かなり詳しいコメントもあり（この点は、他の領域のケース・ブックも同様である）、その批判は必ずしも当らないであろう。他方、ケースを抜きにしては、外国法を理解できるはずがない、というのがアメリカの一般的見解である。わが国では、英米法を対象とする場合はともかくとして、大陸法に対してはケース・メソッドはほとんどなされておらず、この点、アメリカから学ぶところが大きいと思う。

(4)　教育の程度・水準ということになると、実際をほとんど見ていないので何ともいえないが、教材から判断するかぎり、かなり程度の高いものが行なわれているように思われ、うかうかできない、というのが実感である。

(1) 雑誌自体は、日本の「比較法研究」など比較にならぬほど充実している。また学者間の情報交換もすすんでいるように見

えた。しかし、全体として、「すでに多くの比較法研究機関が作られ、物量に物をいわせた組織的研究を促進しており…」というアメリカ比較法に対する私の評価（比較法入門四一頁）は修正されるべきである。

(2) 前注の拙著・前掲頁参照。ただし、それにつづいて「ソビエト法…の研究に関しては、すでに他国の追随を許さぬものがあるといってよいであろう。」という評価も、なおしばらく留保したい。

(3) 実際を見なかったので、本書ではふれなかったが、シカゴ大学ロー・スクール附設の The Center for Legal Research (New Nations) におけるアフリカ法の研究の現状については、石村善助「アフリカ法研究序説」法律時報三六巻一〇号三一頁以下参照。

(4) Schlesinger, Teaching Comparative Law, op. cit. p. 492 (1954) では、比較法のコースに集る学生の少ないことがなげかれていた。しかし、Schlesinger によれば、コーネルでの彼の比較法のコースには、一九四八年には学生数の一〇%以下の出席しかなかったのが、一〇年後には、六〇%をこえたという。Schlesinger, Comparative Law, 2nd ed, Xi, note1.

(5) Stevenson, op. cit. 50Col. L. R. 620—2, Hazard, op.cit. 18 U. of. Chi. L.R. 276—279; Schlesinger, op. cit. pp.499—50.

(6) Sereni, op. cit. pp. 773—4; Tunc, Revue inter. d. dr. comp. 1950, 802, Zweigert, Rabels Z 17, 397, 404, ff. (1952).

A Japanese Comparative Lawyer Looks at the American Comparative Law

Kiyoshi IGARASHI
Professor of Comparative Law
Faculty of Law
Hokkaido University

It was fortunate for me that I got a chance of inspection tour at the invitation of the Department of State for 45 days through May into June 1968.

Having an object for the actual observation on research of comparative law and its education in the United States, I visited to the Library of Congress and following 11 law schools: Law Schools of the University of Washington, the Columbia University, the New York University, the Harvard University, the Cornell University, the University of Michigan, the University of Chicago, the Tulane University, the University of California (UCLA and Berkeley), and the Stanford University, and met many comparative lawyers there.

This is a short report of my inspection tour.

I Research of Comparative Law

(1) The Multiplicity in Subject of Research

It is to note that there is remarkably the multiplicity in subject of research of comparative law in the United States. As every professor studies with various subjects according to their own interests in law schools, it seems that a co-ordination in research is lacking among them consequently. This opinion was expressed by John N. Hazard and Rudolf B. Schlesinger, and I was, too, impressed so.

Therefore it is difficult to explain about the situation of research of comparative law in the United States. It is a matter of course that, in

general, the continental civil law is researched by many scholars there. The researches of Latin American law have been carried out, too. Recently, the researches of socialist law have advanced, and the researches of law of developping countries in Asia and Africa have been also set. The United States is one of the countries where Japanese law is earnestly researched.

(2) Lack of the Research - organization

There are not, in the United States, so all-embracing institutes of comparative law as Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht in Germany. The institutes named as Institute of Comparative Law are attached to some law schools there, however they do not carry out their primary function. We can find out some valuable comprehensive researches in research projects of comparative law, for instance, Cornell Project and International Tax Program of Harvard Law School. However, they are not so active as projects of the sociology of law. The American Association for the Comparative Study of Law has published "The American Journal of Comparative Law" as one of main activities, but it is not more active than the Japan Society of Comparative Law which has organized the annual meeting.

I have no idea in regard to the future of the organization of researches of comparative law in the United States. But I expect that the area study which is carried out in the School of the International Affairs of the Columbia University will grow in the future.

(3) Law Library

The law library in the United States makes a merit of volumes in foreign law books. It seems that the books which Law Library of Congress and Harvard Law Library hold are the best in volumes in the world. Besides there are many libraries in the United States which are characteristic in comparative law. I was surprised to see that many libraries in various places hold a series of Japanese statutes, law reports and law books. We do not happen to meet Japanese law books in Europe.

One of the qualities with which an institute of comparative law is

established depends on volumes of books for study, therefore in the United States the development of research in comparative law may be in prospect from this point of view.

(4) Scholars of Comparative Law

The researches of comparative law in the United States are characterized by the multiplicity in race or nationality of scholars. It seems that this is one reason which produces the multiplicity in research subjects. The scholars of German origin such as Rheinstein, Ehrenzweig and Schlesinger have contributed to the level-up of researches of comparative law in the United States to the top of the world after the 2nd World War. Of course, many Americans by birth are engaged in comparative law researching recently, however, it seems that the multiplicity in race or nationality of scholars will be kept up in the future, for the United States has excellent conditions as a place to research the comparative law in the world.

(5) Method of Research

A method of research of comparative law in the United States is characteristic of a concrete method based on cases. Such method which is very functional has a close connection with the sociology of law. On the other hand, the researches of comparative law as area study are very characterized.

II Education of Comparative Law

(1) General Aspect

The courses of comparative law are recently increasing in a curriculum in each law school and the progress is very remarkable in comparison with twenty years ago. In general these courses are elective ones, being not considered as a required course, for 2nd- or 3rd-year students. At times we can find out it in graduate courses. It is reported that a number of students for the course of comparative law has increased steadily.

(2) Object of Education

The object of education in law school is too multiple. But great emphasis is put upon not only the practical object but also the theoreti-

cal object at present in the United States. In large law schools, especially, the importance is accentuated on not so much practical object as theoretical one.

There is the influenced opinion in the United States as follows; the object of legal education in law schools is in making students understand the co-relation between law and other social phenomena through education. Consequently, the theoretical object in education of comparative law will be still stressed. On the other hand, the pursuit of the practical object in education of comparative law acquires a greater importance. However the exhaustive education like as Chicago Law School is required for the attainment of these objects.

(3) Method of Education

In the United States, the case method in legal education is predominant in education of comparative law. Though there are some criticisms on the effect of the case method in the whole field of legal education in the United States, all comparative law professors whom I met on my tour were convinced that the case method is the most effective one at least in education of comparative law. On the other hand, there are some civil lawyers who have the different opinions that the case method is unsuitable as the teaching method of civil law. But their critical opinions will be not always applicable, for the case books published recently, like Schlesinger's Comparative Law, deal exhaustively with the other materials besides cases, too. Generally, in Japan, the case method has not been adopted for education in comparative law, with the exception of education in Anglo-American law. We shall have to learn the practical experiences for the educational method adopted in the United States.

(4) Level of Education

I could not have a chance of the observation of the education in the United States, and I have no conclusion in regard to this subject. However, if it is allowed to conclude from the materials for education, which I got, it seems that the legal education is pervaded on a high level in the United States.